

# 介護報酬の解釈 **2** 指定基準編（平成24年4月版） 追補・正誤(2)

平成25年11月 社会保険研究所

「医師法第17条，歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
1239	左段下から18行目	[次の行に追加]	⑤自己導尿を補助するため，カテーテルの準備，体位の保持などを行うこと
	左段下から17行目	⑤	⑥

以下の省令，通知等により，本書の内容に一部訂正，追加情報がありましたので追補いたします。

- 平成25年9月11日 厚生労働省令第101号 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
- 平成25年9月12日 厚生労働省令第102号 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員，設備及び運営に関する基準を廃止する省令
- 平成25年7月11日 社援発0711第1号／老発0711第1号 厚生労働省社会・援護局長／老健局長通知 構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開について

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
<b>I 居宅サービス等の基準</b>			
<b>1 居宅サービス</b>			
101	右段上から10行目	<u>平成25年9月30日</u> 〔平成25年4月追補で訂正〕	<u>平成25年10月11日</u>

## 参考 [→101頁]

### 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員，設備及び運営に関する基準を廃止する省令 （平成25年9月12日 厚生労働省令第102号）

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号。以下「基準省令」という。）は，廃止する。

（施行期日）

**附則第1条** この省令は，平成25年10月12日から施行する。

（経過措置）

**附則第2条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による廃止前の基準省令第1条に規定する基準該当訪問看護（この省令の施行の際現に利用者に対して行われているものに限る。）の事業に係るこの省令による廃止前の基準省令の規定（第2条第2項の規定を除く。）の適用については，当該利用者が他の介護サービスに移行することその他の事由により当該利用者に対する当該基準該当訪問看護の提供が終了する日までの間は，なお従前の例による。

参考 [→523頁]

## 構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開について

(平成25年7月11日 社援発0711第1号・老発0711第1号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第90号）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第237号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第238号）及び厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第239号）が本日公布及び告示されたところである。

その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その施行及び適用に遺漏なきよう、特段の御配慮をお願いする。

記

### 第1 改正の趣旨

構造改革特別区域計画の認定を受けた地域においては、障害者又は障害児が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立訓練又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを利用することが困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第123号）による指定小規模多機能型居宅介護事業者が自立訓練又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを提供することができることとしていたところである。

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」（平成24年4月9日構造改革特別区域推進本部）を踏まえ、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、構造改革特別区域計画の認定を受けていない地域においても指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供することができることとするもの。

### 第2 改正の概要等

#### 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）関係

現行の指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件における登録定員及び通いサービスの利用定員に、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を含めることとしたこと。（指定障害福祉サービス等基準第94条の2関係）

#### 2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）関係

一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすこと。（指定通所支援基準第54条の8、第71条の4関係）

#### 3 厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）関係

構造改革特別区域における特定事業として実施していた児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る特例を廃止すること。（特区省令第4条関係）

#### 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「指定障害福祉サービス等報酬告示」という。）関係

障害児が小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用した場合に、1日につき所定単位数を算定すること。（指定障害福祉サービス等報酬告示別表第7の1の注15関係）

#### 5 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「指定通所支援報酬告示」という。）関係

基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとして提供される指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスについては、家庭連携加算の算定対象から除くこと。（指定通所支援報酬告示別表第1の2の注及び第3の2の注関係）

#### 6 厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）関係

基準該当児童発達支援事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所の施設基準に基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとして通いサービスを提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所を加えること。（厚生労働大臣が定める施設基準第2号ロ及び第8号ロ関係）

### 第3 施行期日・適用期日

第2に掲げる省令及び告示について、いずれも本年10月1日から施行及び適用することとしたこと。